

# 『起業家、中小・ベンチャー企業経営者のための資金調達、金融』最新レポート

資金調達サポート会 代表 吉田 学 発行

## 新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付(新型コロナ対策資本性劣後ローン)とは？

現在、日本政策金融公庫(国民生活事業／中小企業事業)では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているスタートアップ企業や事業再生に取り組む事業者を対象に、「新型コロナ対策資本性劣後ローン」を実施しています。返済期間は「5年1ヵ月、10年、20年」のいずれかであり、返済方法は、「**期限一括返済(利息は毎月払)**」になります。今後のコロナ禍に対する資金繰り対策として注目されている貸付制度になります。以下、解説いたします。

### <対象者>

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、以下のいずれかに該当する事業者

- ① J-Startup に選定又は中小機構が出資する投資ファンドから出資を受けた事業者
- ② 再生支援協議会の関与のもとで事業再生を行う事業者
- ③ 事業計画を策定し(※)、民間金融機関等による協調支援を受ける事業者

(※)国民生活事業については、**原則「認定支援機関」の経営指導を受けて**事業計画を策定した事業者となります。

<資金使途> 設備資金および運転資金

<融資限度額> 国民: 7,200 万円以内(別枠)

中小事業: 7 億 2 千万円(別枠)

<返済期間> 5 年 1 ヵ月、10 年、20 年のいずれか

<返済方法> 期限一括返済(利息は毎月払)

<利率> 国民生活事業

・融資後 3 年間は 1.05%、3 年経過後は、毎年直近決算の業績に応じて 2 区分利率が適用されます。

税引後当期純利益額	期間5年1ヵ月	期間10年	期間20年
0円以上	3.40%	3.40%	4.80%
0円未満	1.05%	1.05%	1.05%

<利率> 中小企業事業

・融資後 3 年間は 0.50%、3 年経過後は、毎年直近決算の業績に応じて、2 区分利率が適用されます。

税引後当期純利益額	期間5年1ヵ月	期間10年	期間20年
0円以上	2.60%	2.60%	2.95%
0円未満	0.50%	0.50%	0.50%

・出典: <https://bit.ly/3kxw41F> (日本公庫 HP より)

本制度のポイントは以下の通りです。

### <ポイントまとめ>

- ・原則として、民間金融機関等から日本公庫の融資に合わせて、または融資後一定の期間内に新たな融資を受けることが可能な方等が対象となる。
- ・既に新型コロナ特別貸付を利用している事業者も相談可能である。
- ・業績連動利率、期限一括返済を採用している。
- ・原則として専用の事業計画書の提出すること。
- ・法的倒産時には、全ての債務に劣後する。
- ・資産査定上、自己資本とみなすことができる。
- ・完済までの間、毎期の経営状況の報告等を含む特約を締結する必要がある。
- ・原則として、融資後 5 年間は期限前返済できない。

特に重要なのは、金融機関の資産査定上、自己資本とみなすことができるため、民間金融機関等からの金融支援を促す効果があるとされている点です。また、債務については、裁判所から法的倒産手続きの開始決定がされた場合、全ての債務(償還順位が同等以下とされているものを除く)に劣後します。

それでは、果たして日本政策金融公庫は本制度を積極的に実施するのでしょうか？現在のところ、国民生活事業より「中小企業事業」の方が積極的のように感じられます。よって、事業規模が大きめの中小企業への支援が進捗しそうです。しかしながら、予算はしっかりと計上されているので、国民生活事業でも積極的にチャレンジしてみる価値はあります。そのためにも、(できれば)“経験豊富”な認定支援機関からの事業計画策定支援及び民間金融機関からの融資支援等の準備・根回し等が必要になります。

なお、金融庁は、民間金融機関に対しても、一定の基準を設けて「資本性借入金」を積極的に推奨しており、実績を出している銀行等も出てきました。

・金融庁: 報道発表資料 <https://bit.ly/3ludbb7>